

番号：141137

国名：モンテネグロ

担当：資金協力業務部実施監理第二課

案件名：中核病院医療機材整備計画フォローアップ協力（機材整備計画/積算・入札支援）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：機材整備計画/積算・入札支援
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団・入札支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年2月中旬から2016年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.85M/M、現地 0.60M/M、合計 1.45M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間	国内業務期間
5日	18日	5日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月21日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点

(計100点)

類似業務	医療機材に係る各種調査及び調達業務
対象国/類似地域	モンテネグロ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モンテネグロ国はかつて「ユーゴスラヴィア連邦共和国」を構成する共和国の一つであったが、2003年に「セルビア・モンテネグロ国」として分離、さらに2006年6月にはモンテネグロ国として分離独立した経緯がある。この過程において、旧セルビア・モンテネグロ国の国家経済・財政の悪化に伴い保健医療予算が大幅に削減されてきたため、各レベルの医療機関の施設・機材は1990年代以降ほとんど更新されておらず、保健医療サービスの質的・量的低下が著しい状態である。

モンテネグロ保健省は2005年に「モンテネグロヘルスケアシステム開発2005-2010」を策定し①均等な医療サービス機会の提供、

②開発優先項目の特定、

③経済発展に則した医療体制の再構築、

④保健医療サービスの効率と質の向上、

⑤保健医療体制運営・管理能力の向上、

を重点項目として挙げている。また、これらの政策の実現のための具体的な活動計画として、レファラル体制の強化、病院機能の向上を目指している。

しかしながら、モンテネグロ国内で唯一の第三次医療施設として位置付けられているポドゴリツァ・クリニカルセンターでは、2005年の患者数の18.9%がより高度な医療サービスを受けるため国外（主にセルビア共和国）の医療施設へ移送されている状況にある。また、全国に7か所ある第二次医療施設の施設、機材は総じて老朽化し、地域住民への適切な医療サービスの提供に支障を来しており、患者が直接第三次医療施設にアクセスするなどレファラル体制が適切に機能しない状態となっている。そのため、モンテネグロ保健省は、裨益人口が多く北部地域の拠点であるニクシッチ総合病院及び南部沿岸地域の拠点となるコトール総合病院を二次医療サービスを提供する地域中核病院として位置付け、効率的なレファラル体制の再構築を推進している。

このような状況から、モンテネグロ保健省は日本政府に対し、国内唯一の第三次医療施設であるポドゴリツァ・クリニカルセンター、二次医療サービスの地域中核病院であるニクシッチ総合病院及びコトール総合病院に対する医療機材の整備を要請した。これを受けJICAは2006年3~4月に基本設計調査を行い、2006年度に無償資金協力「中核病院医療機材整備計画」の実施が決定され、3病院を対象に医療機材が整備された（2007年12月完了）。

案件完了後、これら医療機材は対象病院において十分活用されており、基本的な維持管理は行われているものの、一部の医療機材については不具合が生じておりカラードップラーなどの修理等が必要であるとして、モンテネグロ保健省からフォローアップ協力（以下、F/U協力）による支援が申請された。

同内容では、3病院に対し調達した機材のうち使用できないものに対する修理が想定されている。本フォローアップ調査（以下、F/U調査）では、F/U協力実施の妥当性及び必要性、協力内容の確認を目的とし、F/U協力の内容に係る合意文書締結を行うこととする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、F/U協力事業の仕組み及び手続きを十分に把握の上、以下の事項を担当し、今後F/U協力事業が実施される場合の概略事業費の積算を行い、事業実施の留意点について提言する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年2月中旬～2月下旬）

①既存資料及び関連情報の収集・分析を行う。特に無償資金協力「中核病院医療機材整備計画」に従事したコンサルタント等関係者へのヒアリングを行う。

②メーカー及び現地代理店の情報を収集する。

③調査計画書(案)（和文）及び実施機関へ事前を送付する質問票(案)（英文）を作成する。

④F/U調査団勉強会及び対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015年2月下旬～3月中旬）

- ① JICA バルカン事務所、モンテネグロ保健省、モンテネグロ経済省、対象病院等との打合せに参加する。
- ② 他ドナーによる病院機材への支援計画につき内容を確認する。
- ③ F/U協力要請の背景・経緯を確認するため、以下の調査を行う。
 - (ア) 対象病院における無償資金協力実施後の事業実績（外来患者数、手術件数、CT診断件数、X線診断件数、超音波診断件数、国外へ移送される患者数等）
 - (イ) 無償資金協力により整備された機材の活用状況及び裨益効果
 - (ウ) 無償資金協力により整備された機材の現状
 - (エ) 無償資金協力により整備された機材のスペアパーツ及び消耗品等の在庫状況
 - (オ) 対象病院の完工後の病院予算（収支）、維持管理予算（収支）の推移
- ④ 先方の維持管理体制を確認するために以下の調査を行う。
 - (ア) 対象病院の維持管理体制（人員、予算）
 - (イ) 無償資金協力により調達された機材の故障・修理履歴
 - (ウ) 医療機材の運営・維持管理に係る将来計画（事業計画予算・要員技術レベル等）
 - (エ) 無償資金協力で調達された機材の代理店の有無及び提供しているサービス内容
- ⑤ 不具合が生じている機材について、不具合原因を確認し、今後の活用計画・裨益効果を確認する。
- ⑥ F/U協力(案)の内容を以下のとおり検討する。
 - (ア) 修復に必要なスペアパーツ及び部品を優先度を付して特定する。
 - (イ) F/U実施に必要な手続き（現地業者との修理契約、現地代理店とのメーカー技術者派遣契約、資機材の通関に必要な措置、関税及び付加価値税等の免税に必要な措置、調達機材の引渡し方法、コンサイニー、 SHIPPING マーク等）を確認する。
- ⑦ F/U協力に関する先方負担事項の確認及び協議議事録(案)（英文）の作成への協力を行う。
- ⑧ 当機構バルカン事務所等との打合せに参加する。

(3) 帰国後整理期間（2015年3月中旬～3月下旬）

- ① 帰国報告会に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 調査結果を踏まえたF/U協力計画(案)（和文）を作成する。
- ③ 担当分野に係るF/U調査報告書(案)（和文）を作成する。
- ④ 本邦調達、第三国調達の可能性を検証し、適切な調達方法を提案する。
- ⑤ 概略事業費を算出する。
- ⑥ F/U協力の対象となる予定の機材（スペアパーツ、消耗品等）に関し、JICAが指定する入札関連書類（輸送情報シート、機材総合情報シート、仕様書案、参考銘柄情報シート、銘柄指定理由書、機材設置先/用途チェックリスト等）（和文）の作成に協力する。
- ⑦ 安全保障輸出管理、EAR、動物検査、植物検査、麻薬取締法、冷凍・冷蔵品、危険物、搭載確認等、輸出・輸送に際し必要とされる法令や規則等に資機材が該当するか確認すると共に、手続きを確認する。

(4) 国内業務期間（2015年3月下旬～2016年1月下旬）

- ① 作成した入札関連書類（案）に関し、JICAが入札図書を作成する段階（2015年6月頃を想定）及び入札公告後の質問受付期間中及び評価段階において（2015年8月頃を想定）に、JICAからの照会や追加情報の提供に協力する。
- ② 本邦から出荷する機材について、船積前の立会検査を行う。
- ③ 業務完了時には、本件業務に係る業務完了報告書を作成し、JICA資金協力業務部へ提出・報告する。

8. 成果品等

本契約における報告書は以下のとおりとし、そのうち（4）を成果品とする。

- (1) 調査計画書（案）（和文1部）（英文3部）
- (2) 担当分野に係るF/U調査報告書（案）（和文）（1部）

- (3) 現地調査報告(案) (和文1部) (英文3部)
- (4) 業務完了報告書(以下のものを含む) (1部)
 - ・F/U計画協力(案) (和文)
 - ・入札関連書類(案)(輸送情報シート、機材総合情報シート、仕様書案、参考銘柄情報シート、銘柄指定理由書、機材設置先/用途チェックリスト等)(和文)
 - ・積算資料体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2015年2月22日～2015年3月11日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 機材整備計画/積算(コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構バルカン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

英語⇄セルビア語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

当機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)で公開されています。

・セルビア・モンテネグロ国 中核病院医療機材整備計画 予備調査報告書

・モンテネグロ共和国 中核病院医療機材整備計画 基本調査報告書

(3) その他

・業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度

ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

・本件受注コンサルタントは、本業務の結果に基づき当機構によるフォローアップ協力が実施される場合は役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

以上